

「横浜市都市計画マスタープラン南区プラン『南区のまちづくり』」
改定原案に対する市民意見募集の実施結果について

南区では、「横浜市都市計画マスタープラン南区プラン『南区のまちづくり』」の改定にあたり、平成30年6月に改定原案を公表し、市民意見募集を実施しました。市民の皆さまから、貴重なご意見、ご提案等を頂き誠にありがとうございました。

このたび、その実施結果と、いただいたご意見等についての本市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表いたします。

1 実施概要

意見募集期間	平成30年7月2日（月）から7月20日（金）まで
意見提出方法	郵送、電子メール、電子申請システム、ファクシミリ、持参
改定原案 （全文） の公表場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南区区政推進課 ・ 南図書館 ・ 南区内各地区センター ・ 市役所市民情報センター ・ 都市整備局地域まちづくり課 ・ 南区役所ホームページ (http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/40kusei/52kumasu/)

2 実施結果

提出者数	13名
提出方法	郵送（9名）、電子メール（1名）、電子申請システム（1名）、その他（2名）
意見数	29件

3 提出されたご意見とご意見に対する本市の考え方 ご意見の反映状況による分類と件数

分 類	件数	番号No.
(1) 改定原案に反映したもの	1件	1
(2) ご意見の趣旨が改定素案に(一部)含まれていると考えられるもの	17件	2～18
(3) 今後の参考とさせていただくもの	4件	19～22
(4) 計画には反映しないが対応するもの	3件	23～25
(5) 関係機関と情報共有するもの	1件	26
(6) 計画にご賛同いただいたもの	2件	27～28
(7) ご意見ではなくご質問であったもの	1件	29
(8) その他	0件	—

分類別のご意見の概要とご意見に対する考え方

(1) 改定原案に反映したもの

No.	P.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	59	改定案 P59 IV. 5. (3) ①誰もが暮らしやすいまちの環境づくりにおいて、「・高齢者が安心して自立した生活を継続できるよう、高齢者が暮らしやすい住宅の供給や、バリアフリー化及びヒートショック対策等の住まいの改善を促進していきます。」と下線部を加筆することを提案する。	改定案 P59 IV. 5. (3) ①誰もが暮らしやすいまちの環境づくり において、「断熱改修」という文言を追記しました。

※【市民意見募集に基づかない修正について】

原案公表後の最新データに基づくもの等の時点修正や、表現等について必要な修正を行いました。

(2) ご意見の趣旨が改定素案に(一部)含まれていると考えられるもの

No.	P.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
2	37 57 58	区全域が早期に開かれたため、無計画な地域だが、区画整理をし、利便性と下町文化が共存した新しい街にしてほしい。	改定案 P37 IV. 1. 土地利用の方針において、「南区のにぎわいや活力形成につながる～適正な土地利用を誘導していきます。」と記載しています。また、改定案 P57 IV. 5. (1) ②地域の歴史・文化を生かしたまちの魅力向上 及び改定案 P58 IV. 5. (2) にぎわいあるまちの環境づくり において、「下町のにぎわいあるまちの魅力を生かしたまちづくり」等に関して 記載しています。いただいた御意見を参考に、今後のまちづくりを進めていきます。
3	39	米軍住宅跡地利用について、火災延焼防止や災害後の復旧復興用地として利用可能な、公園かオープンスペースがよいと思う。暫定的に、芝生広場や市民菜園などしておくのはどうか。	改定案 P39 IV. 1. (4)大規模施設地区等 において、「米軍根岸住宅地区は、～跡地利用の検討を進めていきます。」と記載しています。いただいた御意見を関係部署と共有し、今後のまちづくりを進めていきます。
4	39	バスやタクシー、送迎車が停まりやすい駅前にして欲しい。	改定案 P39 IV. 1. (4)大規模施設地区等 において、「区内に8つある鉄道駅の周辺においては、～移動しやすいまちづくりを目指した土地利用を図ります。」と記載しています。いただいた御意見を参考に、今後のまちづくりを進めていきます。

5	41	<p>不燃化推進地域の空家の除去、空き地の公共的利用を進めて欲しい。</p> <p>空家を除去して、横浜市や自治会、NPOなどが安く借りられる仕組みや制度を作る。空き地を市民が利用できる庭、菜園、花壇、防災用具置き場とする。</p>	<p>改定案 P41 IV. 2. (1) ①防災上特に改善の必要性の高い地区 において、「地域の防災性の向上」について記載しています。</p> <p>なお、横浜市では、「身近なまちの防災施設整備事業補助」として、地震による火災の危険性が高い「重点対策地域（不燃化推進地域）」及び「対策地域」を対象に、共助による地域防災力の向上を図るため、自治会町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し、補助を行っております。また重点対策地域（不燃化推進地域）等では、「建築物不燃化推進事業補助」として、古い建築物を除却する場合や、燃えにくい建築物を建てる際に、除却工事費や新築に係る工事費（耐火性能強化相当額）の一部を補助しております。</p> <p>いただいた御意見を関係部署と共有し、今後のまちづくりを進めていきます。</p>
6	42	<p>改定案 P42 IV. 2. (1) ②震災や災害に強いまちづくり において、「・上下水道や都市ガス、電気、通信等都市基盤の耐震性の向上や<u>停電時に対応可能な高効率分散型電源等</u>のエネルギー供給の多重化・多様化、被災時の早期復旧体制の確立を、事業者と連携しながら進めます。」と下線部を加筆することを提案する。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨も含めて記載しているものと考えています。</p> <p>いただいた御意見を関係部署と共有し、今後のまちづくりを進めていきます。</p>
7	43	<p>南区は浸水などの水害は他区に比べて少ないが、がけ崩れは他区と同様に起こりうる。民地か市有地かは不明だが、法面の整備維持をしてほしい。</p>	<p>改定案 P43 IV. 2. (2) 風水害対策において、「崖崩れが予想される区域について、助成金制度の活用等により崖の崩落防止など安全対策を講じていきます。」と記載しています。</p> <p>なお、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、一定の基準に該当する場合は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、神奈川県が急傾斜地崩壊危険区域を指定のうえ、崩壊防止工事を行います。</p>

			<p>また、横浜市では、がけ地防災対策事業として、「がけ地防災・減災対策工事助成金制度」、「宅地防災パトロール」、「応急資材整備事業」など様々な取組を行っています。</p> <p>いただいた御意見を関係部署と共有し、今後のまちづくりを進めていきます。</p>
8	44	<p>ここ最近大きな地震が多く、災害は臨場感が増してきた。南区は高齢単身者が多い。災害時の避難場所が分かれているが、避難場所の違いや避難先について認識しているのか。</p>	<p>改定案 p44 IV. 2. (3) 災害に強い体制づくりにおいて、「高齢者や障害者、～など援護が必要となる人の安全確保にも十分配慮し、「災害に強い地域づくり」を着実に進めていきます。」と記載しています。</p> <p>なお、南区では、自治会・町内会に要援護者名簿の提供を行う他、職員が地域にお伺いして意見交換を行う「ご近所講座」や地域防災拠点等における防災訓練を通じ、避難場所の周知を行うなど、地域での要援護者支援・防災に関わる取組支援等を進めています。いただいた御意見を踏まえ、こうした取組を着実に進めていきます。</p>
9	44 60	<p>少子高齢化が進んでいる上に、外国人が増えている。震災時のことが心配である。</p>	<p>改定案 p44 IV. 2. (3) 災害に強い体制づくりにおいて、「高齢者や障害者、～外国人など援護が必要となる人の安全確保にも十分配慮し、「災害に強い地域づくり」を着実に進めていきます。」と記載しています。また、改定案 P60 IV. 5. (3)③様々な文化が主役となるまちづくりにおいて、「防災や子育て等の～多言語化をさらに進めていきます。」と記載しています。いただいた御意見を踏まえ、今後のまちづくりを進めていきます。</p>
10	44	<p>永田東1丁目、西光院の階段の頂上が暗いため、電灯があると良い。</p>	<p>改定案 P44 IV. 2. (4) 防犯・交通安全対策において、「夜間の明るさ確保のための防犯灯の充実～住民と協力しながら進めます。」と記載しています。いただいた御意見を関係部署と共有させていただきます。</p>
11	45 46	<p>「南区プラン「南区のまちづくり」改定原案概要版」を読んだが、まち</p>	<p>いただいた御意見は、今後の区の広報の参考とさせていただきます。</p>

		づくりの方針の、「都市防災の方針図」(1) 震災対策、(2) 風水害対策の地図の「凡例」の文字が小さすぎて読めない。	なお、改定案 p45、46 において、都市防災の方針図 (1) 震災対策、(2) 風水害対策 をそれぞれ、A4 サイズで記載しています。
12	47	道路が狭く、入り組んでいる。丘陵地も道幅が狭く、急坂、急階段が多い。	改定案 P47 IV. 3. (1) ②身近な生活道路の整備 において、「身近な生活道路はバリアフリー化を進める～歩行空間の確保を進めていきます。」と記載しています。また、「狭あい道路は、建築物の～道路の拡幅を進めます。」と記載しています。いただいた御意見を踏まえ、今後のまちづくりを進めていきます。
13	48	南永田団地発、南区役所行のバスが無くなり残念。平和台発桜木町や保土ヶ谷行のバスが南永田団地を経由すると乗客が増えると思う。	改定案 p48 IV. 3. (2) 身近な交通の維持・充実 において、「社会状況の変化や適正な需要を踏まえ、交通事業者と連携し～バス路線の維持を図ります。」と記載しています。いただいた御意見を関係機関と共有し、今後のまちづくりを進めていきます。
14	53	改定案 P53 IV. 4. (3) 環境負荷の低減 において、「再生可能エネルギーや未利用エネルギー、 <u>高効率分散型電源</u> 、HEMS の導入及び CASBE 横浜の普及等の事業を活用した、エネルギー効率のよい建築物への転換や、道路、上下水道等の都市施設の長寿命化と環境配慮型施設への転換を進めます。」と下線部を加筆することを提案する。	いただいた御意見の趣旨も含めて記載しているものと考えています。 いただいた御意見を関係部署と共有し、今後のまちづくりを進めていきます。
15	56 50	大岡川の夏場の匂いや、水位が下がった時に見える自転車などの廃棄物や汚泥が残念。消えない泡がたくさん浮いている時もあるが、排水が流れているのか。 弘明寺辺りで川遊びをしている子供達を見かけるが、南区自慢の桜や大岡川の水質をきれいにして、子供達に残してほしい。	改定案 p56 IV. 5. [コラム] 区の花「さくら」の保全・活用 において、「区の花「さくら」の保全・活用」についての取組を記載しています。さらに、改定案 p50 IV. 4. (1) ②水と緑の軸にふさわしい水環境の保全・向上 において、「河川の水質の向上に努め、～保全・充実していきます。」と記載しています。 改定案 p50 IV. 4 目標 3 「あの手この手で身近な自然を守り、創造する」において、「残された自然の保全を図ると

			<p>ともに、身近な生活の中で水と緑の環境のうるおいが感じられるまちをつくり、次世代に引き継いでいきます」と記載しています。</p> <p>大岡川は二級河川（神奈川県管理）のため、廃棄物が発見された際は、神奈川県と連携して保全に取り組んでおります。また、横浜市における下水道普及率は昭和54年では38.5%でしたが、現時点では99.9%となっており、日常生活の中で、生活排水は大岡川に流入しておりません。</p> <p>いただいた御意見を関係機関と共有し、今後のまちづくりを進めていきます。</p>
16	59	<p>全体的に高齢者が多く、世代交代の時期を迎えている。若い人(特にファミリー層)に南区に住みたい、ここで子供を育てたいと思ってもらえるよう南区のイメージアップをして欲しい。文化教養に対する意識レベルを向上させて欲しい。</p>	<p>改定原案 p59 IV. 5. (3) ①誰もが暮らしやすいまちの環境づくり において、「子育て世帯が暮らしやすい住宅の供給を進めるとともに、保育施設の整備・拡充などの環境整備を進めます。また、子育ての負担感や不安感を軽減するため、子育ての先輩や幼稚園等の子育て支援施設、空き店舗などの地域の資源を活用した相談・交流の場の充実を図るなど、区民同士、地域ぐるみの子育て支援を充実します。」と記載しています。いただいた御意見を参考に、今後のまちづくりを進めていきます。</p>
17	59 48	<p>これから高齢化が進む中で、南区は特に高齢化率が高いので、病院や介護施設の誘致や公共交通機関(バス)の充実を進めてほしい。</p>	<p>改定案 p59 IV. 5. (3) ①誰もが暮らしやすいまちの環境づくり において、「特別養護老人ホームなどの老人福祉施設、～福祉医療と介護のサービスを充実させることにより、住み慣れた地域での生活を支える環境をつくっていきます。」と記載しています。</p> <p>また、改定案 p48 IV. 3. (2) 身近な交通の維持・充実 において、人口減少や少子高齢化等、今後の社会状況の変化や適正な需要を踏まえた、地域に適した身近な交通の維持や、丘陵部などバス停や駅から比較的離れた地域における、地域交通サービスの導入支援について記載していま</p>

			<p>す。なお、現在、南区においても、区と関係局の連携により、地域の皆さまの話し合いに基づいて、地域交通サポート事業を活用した取組を進めている地域もあります。</p> <p>いただいた御意見を関係部署と共有し、今後のまちづくりを進めていきます。</p>
--	--	--	--

(3) 今後の参考とさせていただくもの

No.	P.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
18	—	<p>バス通りの道の清掃をすると、タバコの吸殻やペットボトル、缶などのごみが多く、いたちごっこである。また、道路や歩道の植込みにごみがつっこまれている所が多い。落葉の掃除など、手入れが必要になるので植込みは必要ないのではないか。歩道に私物の植木鉢が置かれている所も多いが、広く使えた方がよい。バス停にごみ入れを小さくても置く方がみんなの意識が高まるのではないか。歩道の草取りを定期的に行ってほしい。草で排水溝がふさがっている所が多いので、見まわってほしい。</p>	<p>いただいた御意見を関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
19	—	<p>駅間が比較的短く、既存道路があり、費用対効果がよく、交通ネットワーク化が図れるため、蒔田駅と井土ヶ谷駅、さらには保土ヶ谷駅を結ぶ新交通を提案する。新交通はLRTがベストだが、専用バスレーン、シャトルバスなどである。大雨でも定時性が維持できる交通であればよいと考える。</p>	<p>いただいた御意見を関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
20	—	<p>公園が整備されすぎて、中・高生が緑の中に身体を投じて遊べる環境が身近になく、心を育む有意義な時間が持てていない。また、給食が無いので温かい食事をゆっくり味わう大切な時間も持てず、心を育む機会が少なくなっている。</p>	<p>いただいた御意見を関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
21	—	<p>固定観念を捨てて新しい発想でま</p>	<p>いただいた御意見を関係部署と共有し、</p>

	ちづくりをしてほしい。	今後の参考とさせていただきます。
--	-------------	------------------

(4) 計画には反映しないが対応するもの

No.	P.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
22	—	旧南区役所の跡地は、とても便利な場所なので病院や高齢者介護施設にしてほしい。	<p>旧南区総合庁舎跡地の民間公募売却については、現在行われている解体工事の進捗(平成 30 年度完了予定)を見極めながら、31 年度早期の公募開始を目指して、手続きを進めていきます。具体的な導入施設については、これまで区民の皆様等からの御意見を踏まえて作成した「公募条件素案※」を基本として、民間事業者の提案によることとなります。</p> <p>なお、公募に関する進捗状況については、引き続き、広報よこはま、区役所ホームページにより報告していきます。</p> <p>※公募条件素案(募集用途等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉又は子育て支援機能を含む区民全体の生活質の向上に資するもの(ただし、住宅等の居住機能は不可とし、医療、福祉又は子育て支援機能以外の用途を提案する場合は生活利便施設とする) ・地域交流スペース及びオープンスペース、地域防災に供する施設、地球温暖化対策に供する施設など
23	—	旧南区役所(南公会堂)跡地に、大型ホームセンターができると大変有難い。	<p>旧南区総合庁舎跡地の民間公募売却については、現在行われている解体工事の進捗(平成 30 年度完了予定)を見極めながら、31 年度早期の公募開始を目指して、手続きを進めていきます。具体的な導入施設については、これまで区民の皆様等からの御意見を踏まえて作成した「公募条件素案※」を基本として、民間事業者の提案によることとなります。</p> <p>なお、公募に関する進捗状況については、引き続き、広報よこはま、区役所ホームページにより報告していきます。</p> <p>※公募条件素案(募集用途等)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉又は子育て支援機能を含む区民全体の生活質の向上に資するもの(ただし、住宅等の居住機能は不可とし、医療、福祉又は子育て支援機能以外の用途を提案する場合は生活利便施設とする) ・地域交流スペース及びオープンスペース、地域防災に供する施設、地球温暖化対策に供する施設など
24	—	<p>老若男女を問わず多くの人たちが利用している公共の道路脇に地震の際に倒壊する恐れのあるブロック塀が多く見受けられる。皆が具体的な行動に移るよう導いて欲しい。</p>	<p>横浜市が所有する施設のブロック塀等について調査を行い、現行の建築基準法の仕様に合致しないブロック塀等については改善を行っていきます。民間の所有するブロック塀等については、広報よこはまやホームページなどにおいて市民の方へ自己点検をお願いしています。また、既存の補助制度と新たに創設した補助制度を活用して、ブロック塀等の改善を進めていただくように促していきます。</p>

(5) 関係機関と情報共有するもの

No.	P.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
25	26 52	<p>南区の緑被率が少ないことが意外である。</p>	<p>改定案 p26 II. 2. (6) ①緑被率の推移と都市の暑さ において、横浜市全体の緑被率と比較し、南区の緑被率が低く、年々減少傾向にあることを記載しています。今後の方針としては、改定案 p52 IV. 4. (2) 身近な緑地の保全と緑化の推進において、「まとまりある緑地の維持・保全や～良好な住環境を創出します。」「横浜市水と緑の基本計画」に位置付けられた～水と緑の環境の保全や整備を進めます。」と記載しています。</p>
26	48	<p>商店街に自転車の駐輪場が必要。放置自転車も多い。</p>	<p>横浜市では主に通勤通学で自転車を利用される方を対象とし、駅周辺に駐輪場を整備してきました。店舗等に来訪される方が利用する駐輪場については店舗側で整備していただくという方針のもと、一定以上の規模の集客施設等に駐輪場の設置を義務付ける「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」を制定しました。また、「横</p>

			<p>浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、自転車等放置禁止区域の指定を行い、放置自転車対策を進めています。</p> <p>こうした全市的な方針に従い、南区プラン改定原案では、p48 IV. 3. (1) ③楽しく・快適に歩ける歩行空間の実現 において、集客施設やマンション等の整備の際の自転車等駐車場の設置誘導、放置自転車対策について記載しています。</p> <p>なお、横浜市では、商店街が行う買い物環境の整備・充実に支援する取組も行っています。</p> <p>いただいた御意見を関係部署と共有し、今後のまちづくりを進めていきます。</p>
--	--	--	--

(6) 計画にご賛同いただいたもの

No.	P.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
27	45 46	「都市防災の方針図」が「災害対策」と「風水害対策」の2つに分かれて見易くなった。	御評価いただき、ありがとうございます。(改定案 p45 及び 46 IV. 2. 都市防災の方針)
28	—	福祉だけのアプローチだと関係ないと感じる人が多いので、福祉について、まちの魅力づくりや賑わいをつなげて考えてもらっていると感じる。	御評価いただき、ありがとうございます。

(7) ご意見ではなくご質問であったもの

No.	P.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
29	—	この区プランはハード面のことが書かれているのか。	都市計画マスタープランの記載対象は、基本的にはハード面ですが、まちづくりの推進にあたってはソフト面の取組と連携しながら進めていくことも重要なことから、記載しています。